

見積書提出依頼

平成31年4月16日

件名	宮古島海上保安部訓練施設(31)修正設計業務
数量等	仕様書のとおり
履行期限	契約締結の翌日から 平成31年6月28日 まで
履行(納入)場所	沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課
見積書提出期限	平成31年4月23日 13時30分
担当	沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約第二係 098-866-0031 内線 2533 098-866-1981 直通 098-861-3654 FAX
備考	<ol style="list-style-type: none">『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。見積書の件名は上記の件名と合わせてください。見積書のあて名は下記のとおり記載してください。 「支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 開発建設部長 中島 靖」日付欄には、見積書の提出日をご記入ください。見積書に記載する金額は消費税が含まれているかを明確にしてください。見積書の様式は任意ですが、会社名のほか、代表者役職・氏名を記載し、代表者印の押印をお願いいたします。見積結果は提出期限日に契約の相手方となるべき者へのみ電話にてお知らせいたします。支払は完了(完納)検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に行います。仕様書等に関する質問等については、上記担当者をお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格80万円以下の物件の借入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積

- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

宮古島海上保安部訓練施設（3 1）修正設計業務

委託特記仕様書

平成31年4月

沖縄総合事務局開発建設部

修正設計業務委託特記仕様書

I 業務仕様書

1. 業務名称 宮古島海上保安部訓練施設 (3.1) 修正設計業務.....
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 宮古島海上保安部施設.....
 - (2) 敷地の場所 沖縄県宮古島市城辺保良.....
 - (3) 施設用途 訓練所.....
 - (4) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 33,343 m².....
 - b. 用途地域及び地区の指定
 - 1) 用途地域 指定なし.....
 - 2) 防火地域 指定なし.....
 - 3) その他地区等 指定なし.....
 - (5) 施設の条件
 - a. 建物
延べ面積は、国有財産法(昭和23年法律第73号)による計画面積を示す。
耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。
 - 1) 建物名称 訓練棟.....
規模・構造 R.C造 1階建.....
..... 延べ面積 702 m².....
耐震安全性 構造体 III類 建築非構造部材 B類 建築設備 乙類
平成21年国土交通省告示第15号 別添二
建築物の類型 第八号 建築物の用途 第2類とする。
 - b. 工作物： 門扉、車止め支柱、囲障、植込み土留、屋外掲示板、庁名板、
設備基礎等 新設一式
 - c. 外 構： 舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備 新設一式
 - d. 樹木（芝張とも）：新植一式
 - e. 電気設備 新設一式
 - f. 機械設備 新設一式

3. 履行期間

契約締結の翌日から平成31年6月28日まで

~~(指定工期：平成 年 月 日まで)~~

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成31年3月29日付け、国営整第200号）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、⊙印の付いたものを適用する。

2. 技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

⊙建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

- ・建築士法第20条第5号に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者。又は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ・建築士法第20条第5号に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、又は一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士

3. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（様式1及び3～6）を調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により業務を受注した場合は、様式3～6については当該手続きにおいて提出した資料を提出する。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務実施体制表
- (3) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成17年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、平成21年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績、手持業務の状況。なお、管理技術者が主任担当技術者を兼任する場合、管理技術者以外に構造主任担当技術者のみ兼任可能とする。
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な業務内容（協力事務所がある場合）

4. 再委託

- (1) 受注者は、平成21年国土交通省告示第15号別添第1項第二号において示される「設計の種類」のうち「建築（総合）」に係るものについては再委託できない。
- (2) 受注者は、契約書第12条第2項及び共通仕様書3. 7. 3に規定する再委託の承諾を得

ようとする場合、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金等について記載した書面（様式8）を発注者に提出するものとする。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) (2) のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには適用しない。

(4) 受注者は、発注者が再委託契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5. 業務の内容及び範囲

(1) 業務の内容及び範囲

- 建築積算業務 見積書等関係資料（見積の収集・見積検討資料、見積一覧表）の修正、及び敷地の土壌汚染対策にかかる積算業務
- 電気設備積算業務 見積書等関係資料（見積の収集・見積検討資料、見積一覧表）の修正
- 機械設備積算業務 見積書等関係資料（見積の収集・見積検討資料、見積一覧表）の修正

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 電子成果品の提出の際には「電子成果品作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- b. 積算数量調書の作成は、『営繕積算システムRIBC2（(財)建築コスト管理システム研究所）』の内訳書数量入力システムLITEにより行う。
- c. 積算数量算出書及び積算数量調書の作成は、営繕積算チェックマニュアル〈建築工事編〉、〈電気設備工事編〉、〈機械設備工事編〉を用いる。

(2) 打合せ及び記録

打合せは調査職員又は管理技術者が必要と認めた時に行う。打合せの内容については書面（様式2）により調査職員に提出する。

(3) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の実施内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。

※HPは、官庁営繕の技術基準ホームページ参照

(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>)

a. 共通

- 建築設計業務等電子納品要領 (平成30年版：HP)
- 公共建築工事積算基準 (平成28年版：HP)
- 公共建築工事共通費積算基準 (平成28年版：HP)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (平成31年版：HP)
- 公共建築工事積算基準等資料 (平成31年版：HP)

b. 建築積算

- 公共建築数量積算基準 (平成18年版：HP)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (平成24年版：HP)
- 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (平成26年版：HP)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編) (平成27年版：HP)

c. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (平成29年版：HP)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (平成30年版：HP)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (平成30年版：HP)

(4) 貸与資料等

- 適用基準等 (貸与品)
- 既存設計図 ・ 原図 ○CADデータ ・ 複写図等 (意匠、構造、電気、機械)
- 工事特記仕様書 ○共通原図類 (電子媒体)
- R I B C 2用標準単価ファイル (電子媒体)
- ・敷地調査資料 (敷地調査報告書)

貸与場所 (開発建設部営繕課) 貸与時期 (業務着手時)

返却場所 (開発建設部営繕課) 返却時期 (業務完了時)

(5) 指定部分の範囲 (なし)

(6) 成果物の提出場所 (開発建設部営繕課)

(7) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

成果物等とは、

- ・ II 3. に規定する成果物 (未完成の成果物及びを含む。)
- ・ その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど (ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む) しない。
- ② 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- ⑤ 貸与資料等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2. (6) (C)により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持

が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

(b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

(c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。

(d) 上記(a), (b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) 調査職員の権限内容

(a) 総括調査員は、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項）に規定する契約担当官等をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う。

(b) 主任調査員は、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う。

(c) 調査員は、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。

(d) 総括調査員が置かれていない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員が置かれていない場合の調査員は総括調査業務及び主任調査業務を、調査員が置かれていない場合の主任調査員は一般調査業務をそれぞれあわせて担当する。

(9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(10) 秘密の保持

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(11) 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

7. 成果物及び提出部数等

a. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表 8-4 による。

(表 8-4)

	種 別	原 図	製本・形態	適 用
業 務	(建築)			
	・積算数量算出書	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○積算数量算出書のうち積算数量調書	—	—	○電子媒体
	・営繕積算チェックマニュアル (建築工事編)	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○単価資料	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○見積書等関係資料	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	・特定調達品目調達実施集計表	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○打合せ書	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	(電気設備)			
	・積算数量算出書	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○積算数量算出書のうち積算数量調書	—	—	○電子媒体
	・営繕積算チェックマニュアル (電気設備工事編)	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○単価資料	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○見積書等関係資料	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	○打合せ書	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ	
	(機械設備)			
・積算数量算出書	1 部 (A 4)	A4ファイル綴じ		
○積算数量算出書のうち積算数量調書	—	—	○電子媒体	

・ 営繕積算チェックマニュアル (機械設備工事編)	1部 (A4)	A4ファイル綴じ	
○ 単価資料	1部 (A4)	A4ファイル綴じ	
○ 見積書等関係資料	1部 (A4)	A4ファイル綴じ	
○ 打合せ書	1部 (A4)	A4ファイル綴じ	
<p>1) 各成果物はケースに入れて提出、電子媒体は2セット提出する。 ※審査用として複写1部を、平成31年5月27日までに提出する。 ※工事発注のための資料については調査職員と協議の上、提出する。 ※「特定調達品目調達実施集計表」については、特定調達品目調査要領（営繕）（設計担当者用）により作成する。</p>			

8. 検収

当局担当職員立会いのもと、成果物が本仕様書及び納品書と合致していることの確認をもって検査とする。

9. 支払いの時期

適法な支払請求（書）を受けた日から30日以内の支払いとする。

電子データ等の適用基準類は、国土交通省のホームページ内

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm にて参照できます。

○ 建築設計業務等電子納品要領 平成24年版

<http://www.mlit.go.jp/common/000206630.pdf>

○ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】平成24年版

<http://www.mlit.go.jp/common/000206322.pdf>

○ 「電子成果品作成支援・検査システム」

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_sysv3.html

○ 建築工事設計図書作成基準 平成21年版 第2章

<http://www.mlit.go.jp/common/000038966.pdf>

○ 建築設備工事設計図書作成基準 平成21年版 第2章から第4章

<http://www.mlit.go.jp/common/000037943.pdf>

○ 標準仕様書等は国土交通省のホームページ内

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html> にて参照できます。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。